

令和4年3月22日  
都市整備部住宅課

## マンション共用部分リフォーム支援事業の改正について

### 1 目 的

本区は平成6年に「マンション共用部分リフォーム支援事業」を開始し、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」）からマンションの修繕工事資金融資を受けたマンション管理組合（以下「管理組合」）に対し、返済利子分に対する補助を行い負担軽減を図ってきた。

しかし、都においても同様の制度があることや、平成30年度以降新規実績もないため、本区事業の補助対象を返済利子分から、融資を受ける際に必要となる債務保証料に変更することで、都制度との組合せを図り、管理組合の更なる負担軽減を図る。

### 2 改正後事業概要

管理組合が、公益財団法人マンション管理センターと契約する債務保証料の一部を補助する。

### 3 補助対象

管理組合のうち、機構から受けたマンションの修繕工事資金融資に係る返済利子分について、都のマンション改良工事助成制度により利子補助を受けられるものとする。

### 4 補助内容

債務保証料の2分の1の額を補助（上限額50万円）

### 5 今後の予定

区報、ホームページ等で周知を図り、本年6月に事業開始を予定

## 6 事業の改正後と改正前比較

	改正後	改正前
目的	マンションの共用部分を改良・修繕する管理組合に対して、 <u>債務保証料の補助</u> を行うことにより、居住性能の回復及び管理の適正化を図り、もって居住水準の向上及び良好な住環境の形成に資すること。	マンションの共用部分を改良・修繕する管理組合に対して、 <u>利子補助</u> を行うことにより、居住性能の回復及び管理の適正化を図り、もって居住水準の向上及び良好な住環境の形成に資すること。
対象	区内の管理組合で、機構の「 <u>マンション共用部分リフォーム融資</u> 」を受け、かつ、都の「 <u>マンション改良工事助成</u> 」により <u>利子補助</u> を受けている。	区内の管理組合で、機構の「 <u>マンション共用部分リフォーム融資</u> 」を受けている。
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>機構の融資を受けて、(公財)マンション管理センターと契約する債務保証料の一部を補助。</u></li> <li>・<u>補助額は債務保証料の1/2。(50万円限度)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>機構からの融資の金利の1%に相当する額を利子補助する(利率を減じると、申込者の負担する年利率が0.14%を下回るときは、申込者の負担する年利率が0.14%になるよう減じる利率を調整)。</u></li> <li>・<u>利子補給補助期間は5年間を限度。</u></li> </ul>
その他	(改正時期) 令和4年6月1日予定	(申請実績) 平成30年度：0件 平成31年度：0件 令和2年度：0件